

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 6 月 29 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ふくだ医院	岡山市北区平野六九一五	令和 8 年 8 月 1 日
東岡山ながけクリニック	岡山市中区土田八〇五一一	〃
つばさクリニック岡山	岡山市北区奉還町一一七―七 オルガビル一 F	〃
藤原皮膚科	岡山市北区高柳西町一六―一三 T M C ビル二階	〃
はいさ内科医院	岡山市中区門田屋敷四丁目四―一四	〃
すばるクリニック	倉敷市新倉敷駅前二―二九	〃
きたの内科クリニック	倉敷市中庄二―一一	〃
やまな内科整形外科	倉敷市児島下の町一〇―二―一二	〃

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

中国四国厚生局長

竹林
經治

[illegible]

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五条第一項の規定に基づき、
次の病院、診療所及び薬局を保険医療機関又は保険薬局に指定し、保険医療
機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令
（昭和三十三年政令第八十七号）第一条の規定に基づき公示する。

令和 8 年 6 月 29 日

中国四国厚生局長

竹林 経治

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
トマト薬局奉還町店	岡山市北区奉還町一丁目七―七オルガビル内	令和 8 年 8 月 1 日
ザグザグ薬局高島東店	岡山市中区中井一丁目一七番二〇号	〃
ライト薬局	倉敷市児島駅前一―九〇	〃
イオン薬局津山インター店	津山市河辺一〇〇〇―一	〃 二十一日
ファーマシー薬局たかや	井原市高屋町二四六―一	〃 十七日